

## 東京の木多摩産材を原材料とする合板生産支援事業実施要領

8農振財森第477号  
令和8年6月16日

(趣旨)

第1 東京の木多摩産材を原材料とする合板生産支援事業(以下「本事業」という。)の実施については、東京の木多摩産材を原材料とする合板生産支援事業実施要綱(令和8年6月16日付8農振財森第476号。以下「実施要綱」という。)及び東京の木多摩産材を原材料とする合板生産支援事業助成金交付要綱(令和8年6月16日付8農振財森第478号。以下「交付要綱」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2 本事業における用語の定義は、実施要綱及び交付要綱に定めるほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 合板

合板の日本農林規格(平成15年農林水産省告示第233号)に定めのある合板をいう。

(2) 東京の木多摩産材

多摩産材認証協議会によって産地証明された合法性確認木材をいう。

(3) 東京の木多摩産材を原材料とする合板(以下「多摩産材合板」という。)

合板に使用した木材について、次のいずれの条件も満たす合板をいう。

- ① 使用した木材に占める東京の木多摩産材の割合が50%以上であること。
- ② 東京の木多摩産材以外の木材が、全て国産材であること。

(4) 国産材

日本国内で育ち伐採された合法性確認木材をいう。

(5) 実施主体

実施要綱第2に定める事業を実施しようとする者をいう。

(助成対象経費及び助成率等)

第3 本事業における助成対象経費及び助成率等は、別表1に定めるところによる。

- 2 対象となる経費は、事業実施に係る当該年度内において、支払いが確認できるものに限る。
- 3 実施主体は、同一の事業の経費について、国又は他の地方公共団体等が実施する他の補助金等を重複して受給することはできない。ただし、他の補助事業等と対象経費が明確に区分できる場合は、この限りではない。

(木材・合板の管理方法及び記録)

第4 交付要綱第3により本事業の申請を行う者(以下「申請者」という。)は、申請対象の多摩産材合板に使用する木材及び生産した多摩産材合板について、申請者の責任において適切に管理しなければならない。

- 2 申請者は、前項の管理内容を記録した書類を作成し、交付要綱第11に規定する実績報告と併せて提出するものとする。

- 3 申請者が自ら合板の生産を行わず、生産委託により多摩産材合板を生産する場合は、当該受託者に対し、必要な管理及び記録の作成を行わせるものとする。
- 4 申請合板に使用する木材及び申請合板の管理方法並びに管理内容を記録した書類の内容については、別表2に定めるところによる。

(東京の木多摩産材の割合の計算)

第5 多摩産材合板における東京の木多摩産材の割合は、次の計算式により算定するものとする。

$$Pt(\%) = Vt \div (Vt + Vd) \times 100$$

Pt : 東京の木多摩産材の割合

Vt : 多摩産材合板に使用した東京の木多摩産材の量(体積)

Vd : 多摩産材合板に使用した国産材の量(体積)

(助成)

第6 理事長は、申請者に対し、予算の範囲内において、交付要綱第5第1項の規定により交付決定した事業について、この要領第3の基準に基づき助成する。

(助成合板に係る情報の表示及び公表等)

第7 申請者は、前条の規定により助成対象となった多摩産材合板(以下「助成合板」という。)又は助成合板を用いて製作した木材製品を販売するに当たっては、「とうきょうの木」商品としての表示を行うほか、次に掲げる事項について、申請者の責任において適切に表示又は公表するものとする。

- (1) 使用した木材の産地及び合法性の証明に関する事項
- (2) 別表2の2に定義した生産過程における木材の管理方法の種別
- (3) 木材の使用量及び東京の木多摩産材の割合
- (4) その他理事長が必要と認める事項

2 申請者は、助成合板の販売先から前項の情報の提供を求められた場合には、これに応じなければならない。

(事業の完了確認)

第8 事業の完了は、公益財団法人東京都農林水産振興財団の担当職員が現地確認等又は書類にて確認する。

2 担当職員は、前項の確認にあたり、申請者の本事業に係る通帳、領収書及び帳簿その他の関係書類を併せて確認することができる。

(指導及び関係書類の提出)

第9 理事長は、本事業の適正かつ円滑な実施を図るため、実施主体に対し必要な指導及び助言を行い、併せて関係書類の提出を求めることができる。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和8年6月16日から施行する。

別表1 助成対象経費及び補助率等

助成対象経費	助成率等
<p>1 多摩産材合板生産費用</p> <p>原材料の仕入費用を除き、交付決定後に要した費用を助成対象とする。また、生産費用に係る消費税及び地方消費税相当額は助成対象経費から除くものとする。</p>	<p>定額:多摩産材合板 1 枚当り500円</p>
<p>2 「東京の木多摩産材認証制度」利用事業者認定等に係る費用</p> <p>次に掲げる費用のうち、交付決定後に支払義務が生じたものとする。</p> <p>ア 利用事業者認定費用 イ 利用事業者認定の更新費用</p>	<p>10/10以内</p>

別表2 木材・合板の管理方法及び管理内容を記録した書類

管理方法	記録書類
<p>1 使用する木材の管理方法</p> <p>申請合板に使用する木材の置き場は、他の合板に使用する木材の置き場と明確に分別されていること。また、看板等の表示により、木材の種別(東京の木多摩産材・国産材)が容易に識別できること。</p>	<p>木材の分別及び識別状況が確認できる現地写真</p>
<p>2 生産過程における木材の管理方法</p> <p>木材の管理は、原則として物理的分離方式により行うものとする。ただし、連続稼働している生産ラインで合板を生産する場合など、申請合板と他の合板との厳密な区別が困難な場合は、ボリュームクレジット方式によることができる。</p> <p>2-1 物理的分離方式</p> <p>次の全ての条件を満たすこと。</p> <p>(1) 申請合板を生産する各工程*の生産時間が管理されており、かつ、当該生産時間が申請合板の前後に生産された他の合板の生産時間と連続していないこと。この結果、申請合板と他の合板との区別が明確であり、生産数量(枚数)が特定できること。</p> <p>※例: 原木切削・裁断、乾燥、調板、接着・圧縮、養生、裁断・研磨</p> <p>(2) 生産した申請合板は、全て多摩産材の割合が50%以上であること。</p> <p>2-2 ボリュームクレジット方式</p> <p>次の全ての条件を満たすこと。</p> <p>(1) 申請合板を生産する各工程*の生産時間が管理されており、申請合板の生産時間が推定できること。また、申請合板の生産に使用した木材の量から生産可能な合板の生産量(枚数)を算定できること。</p> <p>(2) 申請合板は、(1)で推定した生産時間帯において生産された合板であり、かつ、生産数量が(1)で算定した範囲を超えないこと。</p> <p>(3) 申請合板に混入する可能性がある木材は全て東京の木多摩産材又は国産材であること。また、当該木材が混入した場合でも、生産される合板の規格(厚さ・大きさ)、種類、強度及び品質に影響を及ぼさないこと。</p> <p>(4) 申請合板に使用する木材として分別管理された木材のみから生産された場合、当該合板における東京の木多摩産材の割合が全て50%以上であること。</p>	<p>生産管理表 (任意様式)</p> <p>生産管理表 (任意様式)</p>
<p>3 合板の分別管理</p> <p>申請合板は、他の合板の置き場と明確に分別管理されており、看板の表示等により容易に識別できること。</p>	<p>合板の分別・識別状況が確認できる現地写真</p>